

吹田市景観整備機構の指定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 吹田市景観まちづくり条例施行規則（平成20年吹田市規則第9号。以下「規則」という。）第8条第4号に規定する法人の概要を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 組織図及び事務分担を記載した書面

(機構の指定)

第3条 市長は、規則第8条の規定によりなされた申請が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、機構として指定できるものとする。

- (1) 業務内容が、本市の景観まちづくりの推進に資するものであること。
- (2) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができること。
- (3) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。
- (4) 法第95条第3項の規定により指定を取り消されたものにあつては、その処分の日から2年を経過していること。

(名称等の変更の届出等)

第4条 機構は、規則第8条の申請書の内容又は同条第1号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、景観整備機構名称等変更届出書（様式第1号）に必要な事項を記載し、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

2 機構は、規則第8条の規定による申請書に記載した業務内容に変更があつたときは、変更があつた日から30日以内に景観整備機構業務変更報告書（様式第2号）に必要な事項を記載し、市長に報告しなければならない。

(事業報告等)

第5条 機構は、毎事業年度の事業開始前に、事業計画書及び事業活動収支予算書を市長に提出するものとする。

2 機構は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を市長に提出するものとする。

(附則)

この要領は、平成21年8月3日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。